

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

後期高齢医療だより

①後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

4月から年金からの引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。

〈保険料〉被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は2年ごとに見直され、原則、東京都内では均一です。

〈保険料の決め方〉保険料年額(限度額 57 万円)

(均等割額) 被保険者 1 人当たり 42,200 円

(所得割額) 賦課のもととなる所得金額 × 8.98%

〈保険料の軽減措置〉後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減となり、所得割額はかかりません。

〈保険料の納め方〉納付方法は、原則、年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)で納めていただきます。※新たに後期高齢者医療制度に加入した方は、しばらく普通徴収となります。

■保険料の支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます

【手続き方法】「納付方法変更申請書」の提出が必要です。後期高齢者医療被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参し、市役所 1 階 5 番保険年金課

後期高齢医療係で申請してください。※金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをした方は、口座振替のご本人控え、後期高齢者医療被保険者証、印鑑を保険年金課後期高齢医療係に持参し、手続きをしてください(年金からの引き落とし中止には、次回支給月の前々月の初日までの手続きが必要です)。

■社会保険料控除について

年金からの引き落としの方は、被保険者に社会保険料控除が適用されますが、口座振替の方は、保険料をお支払いいただいた口座名義の方に適用されます。

②高額な医療費がかかる方の負担軽減のために

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、同じ世帯の全員が市民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」)を医療機関に提示すると、自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。認定証の交付は、保険年金課後期高齢医療係で申請してください。

○申請に必要なもの…後期高齢者医療被保険者証、印鑑

※認定証をすでにお持ちで、平成 26 年度市民税非課税世帯の方には、新しい認定証を7月中に送付します。

③後期高齢者医療の被保険者証が8月から新しくなります

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(木)までです。8月1日(金)以降の被保険者証は7月中に送付します。7月中に届かない場合はお問い合わせください。また、現在の被保険者証は、8月1日(金)を過ぎたら保険年金課後期高齢医療係にお返し

いただくか、ご自身で破棄してください。

▼8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

医療機関で支払う医療費の割合は、1割または3割となっています。平成 25 年中の所得により、8月からの一部負担金の割合を見直します。

○3割負担となる方…住民税課税所得が145万円以上の方や、その方と同じ世帯にいる被保険者

○1割負担となる方…同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方

▼3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります

世帯に後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている方が、

○1人の場合…前年の収入合計が383万円未満※被保険者と同じ世帯の70歳から74歳までの方との前年収入の合計額が520万円未満のときも1割負担となります。

○2人以上の場合…前年の収入合計額が520万円未満

該当の方には、後期高齢者医療基準収入額適用申請書を6月下旬に送付しましたので、保険年金課後期高齢医療係に申請してください。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

年金だより

▼障害基礎年金を受けている方は「現況届」の提出を忘れずに!

次の①・②に該当する方に、青梅年金事務所から平成 26 年 6 月末に現況届が郵送されました。

① 20 歳前の病気やけがによる障害基礎年金を受けている方

②障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

この届出は、8月から翌年7月までの年金の受給を決める大切な手続きです。必要事項を記入し、7月31日(木)までに市役所 1 階 5 番保険年金課保険年金係へ提出してください(〒197-8501 福生市本町 5 保険年金課への郵送も可)。※この年金の受給には所得制限がありますので、前年所得の調査をします。平成 26 年 1 月 2 日以降に福生市に転入した方は、平成 25 年中の所得を証明する書類を提出してください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

国保だより

▼国民健康保険限度額適用認定証の更新

現在の有効期限は7月31日(木)までです。8月以降も認定証が必要な場合は、身分証明書、印鑑を持参し、7月22日(火)以降に保険年金課保険年金係で申請してください。

▼ジェネリック医薬品に関するお知らせを発送します

薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるか試算した通知を、設定条件に該当した方を対象に7月下旬に発送します。

▼国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(木)までです。8月1日(金)以降の高齢受給者証は、7月中に送付します。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

ごみ・資源収集情報

ごみが96t減ったよ!	資源の割合が5%増えたよ!
26年5月1,081t	26年5月399t (27%)
25年5月1,177t	25年5月333t (22%)
※資源の割合 = 資源収集量 ÷ ごみと資源収集量	
資源回収団体による資源回収量	
26年5月	113t
25年5月	114t

8月の資源回収予定

実施団体	実施日
福栄福寿会	2日(土)
志茂一ふたけた会	3日(日)
鍋一町会	3日(日)
鍋二福寿会	3日(日)
鍋二町会	3日(日)
牛浜第二町会	10日(日)
本町第二町会	10日(日)
富士見台町会	17日(日)
志茂第二町会	17日(日)
南田園二丁目町会	17日(日)
原ヶ谷戸町会	17日(日)
福生団地自治会	17日(日)
武蔵野町会	17日(日)
福東幸せ会(都営熊川第2アパート内)	24日(日)
加美平老人クラブ	30日(土)
熊牛囃子連	31日(日)
青少年育成加美地区委員会	31日(日)
永田子供会	31日(日)
南田園三丁目町会	31日(日)

収集区域は実施団体区域内。天候などにより変更する場合があります。  
【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

【申込み】7月22日(火)〜9月1日(月)の間に市役所第一棟3階施設課下水道グループで配布

【申込み】7月22日(火)〜9月1日(月)の間に市役所第一棟3階施設課下水道グループで配布

【申込み】7月22日(火)〜9月1日(月)の間に市役所第一棟3階施設課下水道グループで配布

【試験日時】10月5日(日)午前10時

【試験会場】青山学院大学・青山キャンパス1号館(渋谷区渋谷4-4-25)

【交通機関】地下鉄・表参道駅下車徒歩5分

【受験手数料】6,000円

【申込書配布】7月22日(火)〜9月1日(月)の間に市役所第一棟3階施設課下水道グループで配布

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

6月1日から30日までの間に7名の方(匿名)から59万3,000円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。(平成26年度累計15件・70万1,000円)

【問合せ】契約管財課管財係 ☎ 551・1535

第16回 福生市民福祉チャリティーゴルフ大会

【日程】10月17日(金)  
【場所】立川国際カントリー倶楽部  
【定員】240人  
【参加費】2,000円(パーティー、賞品代含む)  
【プレー費】全コース乗用カート使用・キャディー付き  
〈ビジター〉草花コース16,567円、奥多摩コース15,022円  
〈奥多摩友の会〉12,344円(ビジター・奥多摩友の会の金額には、プレー費、キャディー費、昼食代、ロッカー・カート使用料、利用税、消費税込)  
〈メンバー〉バック料金(通常料金+昼食代)  
※70歳以上の利用税の免税有(免許証等証明書要)  
【申込み】8月1日(金)〜9月26日(金)(日・祝日を除く午前8時30分〜午後5時15分)の間に参加申込書を記入し、参加費を添えて福生市民福祉チャリティーゴルフ大会事務局(社会福祉協議会地域推進課地域推進担当 ☎ 510・0904)へ。※募集案内・参加申込書は、福祉センター受付に置いてあります。また、社会福祉協議会ホームページから募集案内・参加申込書のダウンロードと予約状況の確認ができます。

ごみ収集体制の変更に伴い、「ごみと資源の分け方・出し方」(6か国語版)を配布します。ご希望の方は、市役所1階11番環境課ごみ対策係へお越しください。

6月の横田基地飛行回数

測定場所	【問合せ】環境課環境係	
	飛行回数	前年同月比
熊川1571番地誘導灯付近	1,020	88
熊川1571番地誘導灯付近	310	119
飛行回数	779	98
昼間(午前7時~午後7時)	228	-13
夕刻(午後7時~午後10時)	13	3
夜間(午後10時~午前7時)	117	2
最高音圧レベル(デシベル)	68	4
時間常補正等価騒音レベル(デシベル)		51

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

【ごみ量が96t減少しました!!】ごみの収集体制変更後、皆様のご協力によりごみ量が減少し、資源割合が大幅に増加しました。誠にありがとうございました。今後もご協力をお願いします。【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731